

2023 年漁業センサス 結果 確 報

(海面漁業調査_漁業経営体調査_香川県分)

令和7年3月

香川県政策部統計調査課

目 次

調査概要

| | |
|----------|---|
| 1 調査目的 | 1 |
| 2 調査沿革 | 1 |
| 3 調査概要 | 1 |
| 4 利用上の注意 | 2 |

調査結果概要

| | |
|-----------------------|----|
| I 漁業経営について | 3 |
| 1 漁業経営体数 | 3 |
| 2 経営組織別漁業経営体数 | 4 |
| 3 経営体階層別漁業経営体数 | 5 |
| 4 漁業種類別経営体数 | 6 |
| (1) 漁業種類別経営体数 | 6 |
| (2) 海面養殖経営体 | 6 |
| (3) 地方選定漁業種類別経営体数 | 9 |
| 5 漁獲物・収穫物の販売金額規模別経営体数 | 9 |
| II 漁船について | 11 |
| 1 種類規模別漁船隻数 | 11 |
| 2 漁業種類別動力漁船隻数 | 12 |
| III 個人経営体について | 13 |
| 1 自家漁業の専業別個人経営体数 | 13 |
| 2 自家漁業の後継者 | 14 |
| IV 漁業就業者について | 15 |
| 1 漁業就業者数 | 15 |
| 2 自営・雇われ別漁業就業者数 | 15 |
| 3 男女別・年齢階層別漁業就業者数 | 15 |
| V 用語説明 | 18 |

調 査 概 要

1 調査目的

漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態及び変化を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査沿革

漁業センサスは、1949年(昭和24年)に第1回調査を、1954年(昭和29年)に第2回調査を実施した。その後、1963年(昭和38年)に第3回調査を実施してからは5年ごとに実施しており、今回は第15回調査として、2023年(令和5年)11月1日を基準日として全国一斉に実施された。

3 調査概要

(1) 調査名称

「海面漁業調査」のうち、「漁業経営体調査」

(2) 調査系統

農林水産省—都道府県—市区町村—統計調査員

(3) 調査内容

従事状況、漁船の操業状況、営んだ漁業種類、養殖施設規模、雇用者数など

(4) 調査期日(基準日)

2023年(令和5年)11月1日

(5) 調査範囲

海面に沿う7市5町(高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、直島町、宇多津町、多度津町)の区域内にある海面漁業に係る経営体

(6) 調査方法

統計調査員が調査客体に対し調査票を配布し回収して行う自計申告調査

※回答の回収方法は訪問回収、オンライン回答、郵送回収、面接調査(聞き取り)

4 利用上の注意

- (1) 本資料は「2023年漁業センサス（確定値）」（農林水産省）に基づき作成している。
- (2) 本資料に掲載された数値を転載する場合は、「2023年漁業センサス（確定値）」（農林水産省）による旨を記載すること。
- (3) 表中にある構成比等については、端数処理の関係で、合計と一致しない場合がある。
- (4) 表中に使用した符号は、次のとおりである。
 - 「0」・・・単位に満たないもの
 - 「-」・・・事実のないもの
 - 「…」・・・事実不詳又は調査を欠くもの
 - 「x」・・・個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
 - 「△」・・・負数又は減少したもの

(5) 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象者数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

調査結果概要

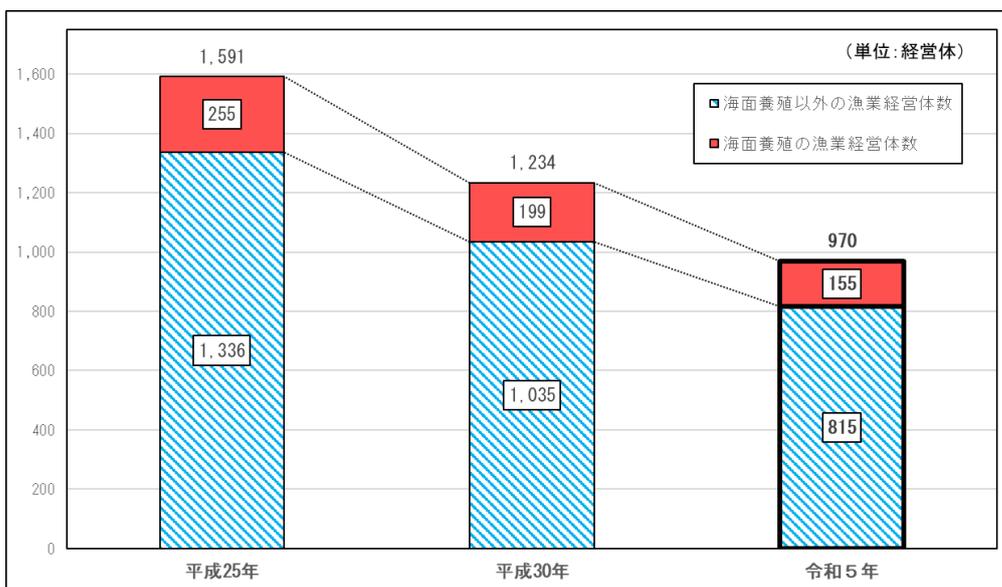
I 漁業経営について

1 漁業経営体数（図1、図2）

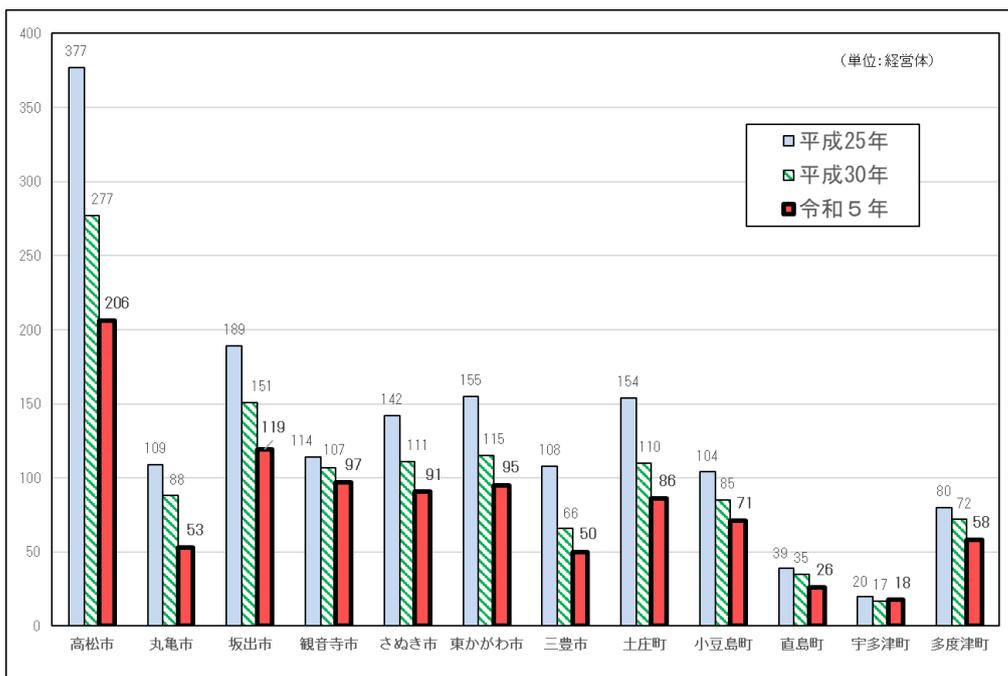
2023年（令和5年）11月1日を調査期日として実施した漁業センサス海面漁業調査結果によると、本県の漁業経営体数は970経営体で、5年前と比べ264経営体（21.4%）減少した。

調査対象7市4町で減少し、丸亀市（39.8%）、直島町（25.7%）、高松市（25.6%）、三豊市（24.2%）の順で減少率が大きかった。

【図1 漁業経営体数の推移】※統計表(市町漁業地区)-表1-イを参照



【図2 市町別漁業経営体数の推移】※統計表(市町漁業地区)-表1-イを参照



2 経営組織別漁業経営体数（表1、図3）

総経営体 970 経営体を経営組織別にみると、個人経営体は 875 経営体で、5 年前に比べ 250 経営体（22.2%）減少した。

団体経営体は 95 経営体で、5 年前に比べ 14 経営体（12.8%）減少した。

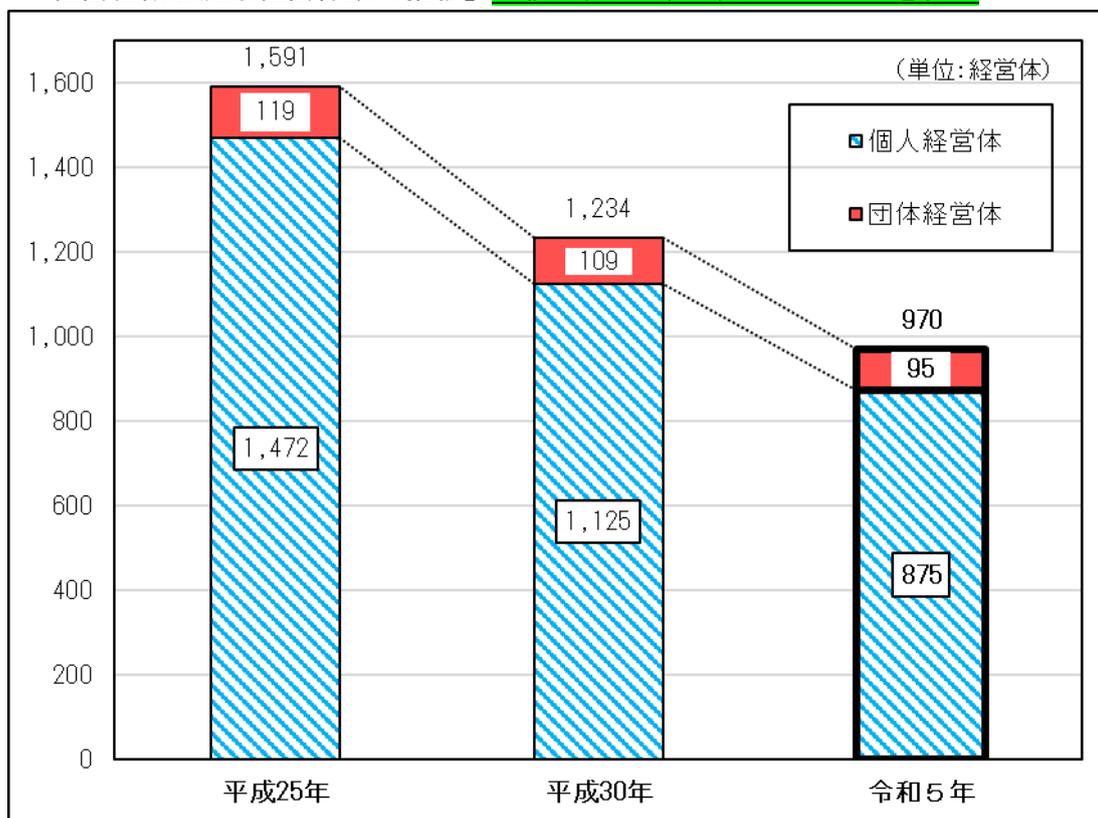
個人経営体と団体経営体のそれぞれの構成比をみると、団体経営体数に比べて個人経営体数の減少幅が大きかったことから、5 年前に比べて団体経営体の構成比が 1.0 ポイント上昇した。

【表1 経営組織別漁業経営体数】※統計表(全県)-表1-(1)-エを参照

| 区 分 | 平成30年 | 令和5年 | 対前回 増減率 | 平成30年 | 令和5年 |
|--------|-------|------|------------|--------|--------|
| | 経営体 | 経営体 | % | 構成比(%) | 構成比(%) |
| 計 | 1,234 | 970 | △ 21.4 | 100.0 | 100.0 |
| 個人経営体 | 1,125 | 875 | △ 22.2 | 91.2 | 90.2 |
| 団体経営体 | 109 | 95 | △ 12.8 | 8.8 | 9.8 |
| 会社 | 106 | 91 | △ 14.2 | 8.6 | 9.4 |
| 漁業協同組合 | - | - | - | - | - |
| 漁業生産組合 | - | 1 | - | - | 0.1 |
| 共同経営 | 3 | 3 | 0.0 | 0.2 | 0.3 |
| その他 | - | - | - | - | - |

注：漁業協同組合は水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

【図3 経営組織別漁業経営体数の推移】※統計表(全県)-表1-(1)-エを参照



3 経営体階層別漁業経営体数（表2、図4）

経営体階層別でみると、漁船使用が776経営体、海面養殖が155経営体、定置網が38経営体などとなっており、動力漁船使用のうち、総3～5トン使用が308経営体、総1～3トン使用が182経営体などとなっている。5年前と比べると、総5～10トン使用が34.9%減少、総1～3トン使用が26.0%減少などとなっている。

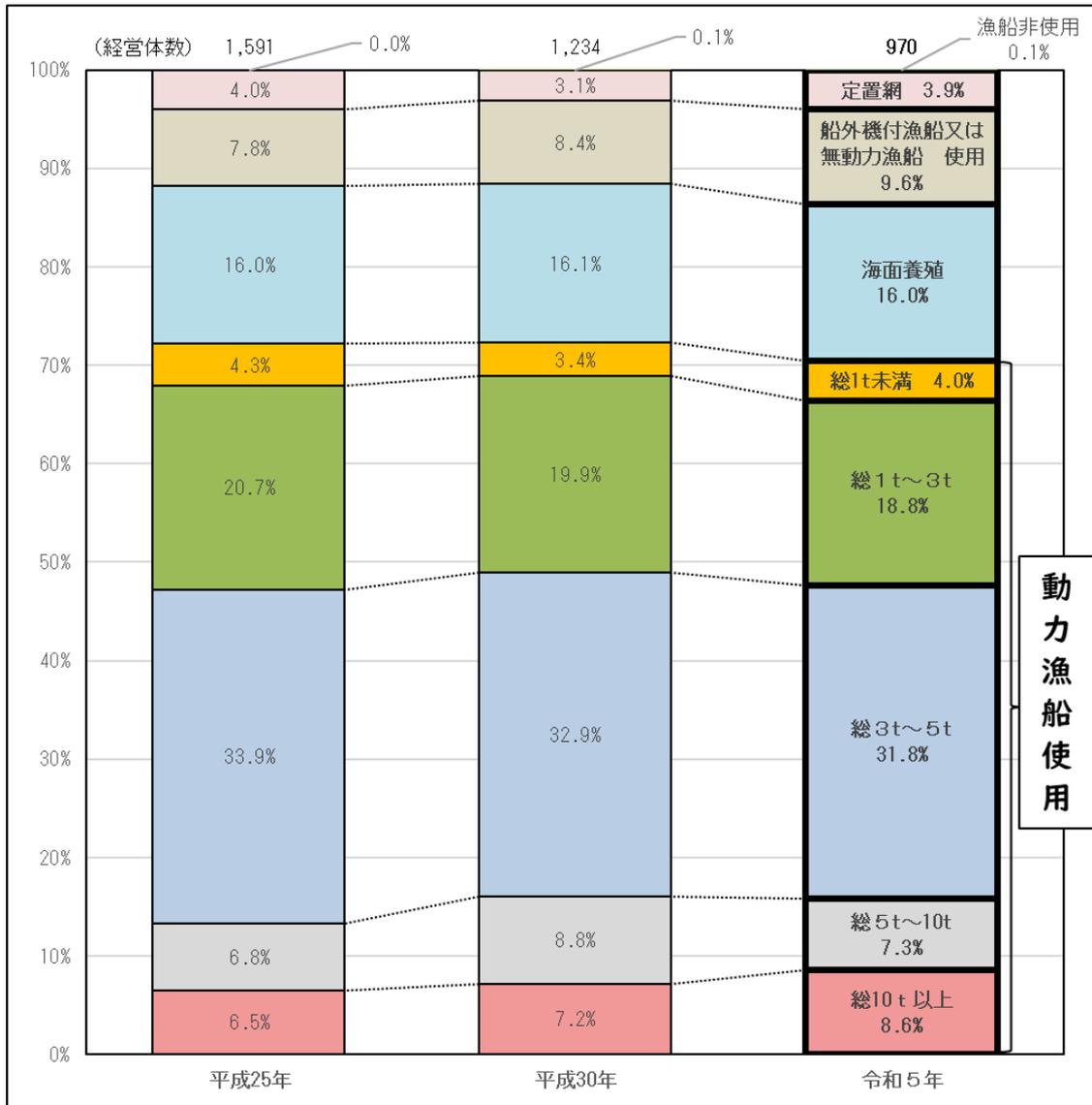
【表2 経営体階層別漁業経営体数】※統計表（全県）-表1-（1）-エを参照

| 区 分 | 平成 | 令和 | 対前回 増減率 | 平成 | 令和 |
|-------------|-------|-----|------------|--------|--------|
| | 30年 | 5年 | | 30年 | 5年 |
| | 経営体 | 経営体 | % | 構成比(%) | 構成比(%) |
| 総数 | 1,234 | 970 | △ 21.4 | 100.0 | 100.0 |
| 漁船非使用 | 1 | 1 | 0.0 | 0.1 | 0.1 |
| 漁船使用 | 996 | 776 | △ 22.1 | 80.7 | 80.0 |
| 無動力漁船 | - | - | - | - | - |
| 船外機付漁船 | 104 | 93 | △ 10.6 | 8.4 | 9.6 |
| 動力漁船使用 | | | | | |
| 総1トン未満 | 42 | 39 | △ 7.1 | 3.4 | 4.0 |
| " 総1～3トン | 246 | 182 | △ 26.0 | 19.9 | 18.8 |
| " 総3～5トン | 406 | 308 | △ 24.1 | 32.9 | 31.8 |
| " 総5～10トン | 109 | 71 | △ 34.9 | 8.8 | 7.3 |
| " 総10トン以上 | 89 | 83 | △ 6.7 | 7.2 | 8.6 |
| 定置網 | 38 | 38 | 0.0 | 3.1 | 3.9 |
| 海面養殖 | 199 | 155 | △ 22.1 | 16.1 | 16.0 |
| 沿岸漁業層計 | 1,145 | 887 | △ 22.5 | 92.8 | 91.4 |
| 海面養殖層計 | 199 | 155 | △ 22.1 | 16.1 | 16.0 |
| 上記以外の沿岸漁業層計 | 946 | 732 | △ 22.6 | 76.7 | 75.5 |
| 中小漁業層計 | 89 | 83 | △ 6.7 | 7.2 | 8.6 |

注：沿岸漁業層 漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船使用総10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。

中小漁業層 動力漁船使用総10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。

【図4 経営体階層別漁業経営体の構成比の推移】 ※表2を参照



4 漁業種類別経営体数 (表3、図5、図6)

(1) 漁業種類別経営体数

主として営んだ(販売金額1位の)漁業種類別にみると、小型底びき網が最も多く265経営体(構成比27.3%)、次いで刺網234経営体(同24.1%)、海面養殖155経営体(同16.0%)、その他の漁業99経営体(同10.2%)などとなっている。その中で小型底びき網と刺網が5年前に比べそれぞれ108経営体、60経営体の減と大幅に減少している。

(2) 海面養殖経営体

海面養殖の内訳をみると、のり類養殖56経営体(構成比36.1%)、かき類養殖45経営体(同29.0%)、ぶり類養殖32経営体(同20.6%)などとなっており、その中でものり類養殖が5年前に比べ28経営体の減と大幅に減少している。

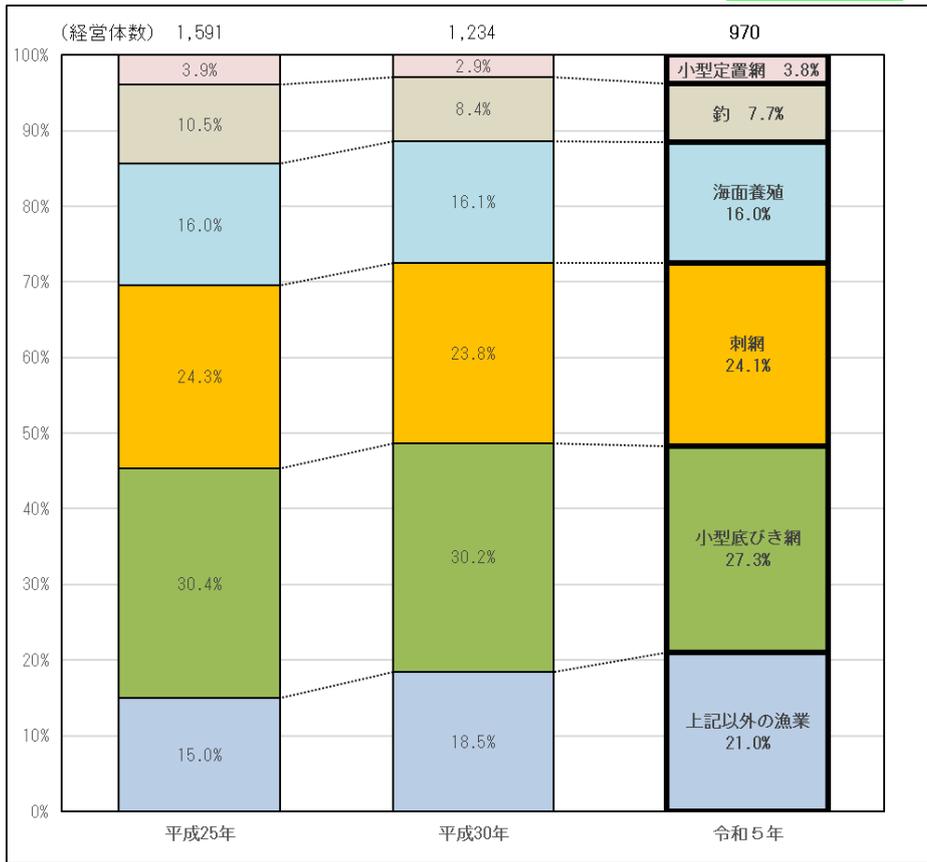
【表3 主として営んだ漁業種類別経営体数】 ※統計表(全県)-表1-(1)-イを参照

| 区 分 | 平成 30年 | 令和 5年 | 対前回 増減率 | 平成 30年 | 令和 5年 |
|-------------|-----------|----------|------------|-----------|----------|
| | 経営体 | 経営体 | % | 構成比(%) | 構成比(%) |
| 計 | 1,234 | 970 | △ 21.4 | 100.0 | 100.0 |
| 底びき網 | | | | | |
| 遠洋底びき網 | - | - | - | - | - |
| 以西底びき網 | - | - | - | - | - |
| 沖合底びき網1そうびき | - | - | - | - | - |
| 沖合底びき網2そうびき | - | - | - | - | - |
| 小型底びき網 | 373 | 265 | △ 29.0 | 30.2 | 27.3 |
| 船びき網 | 26 | 23 | △ 11.5 | 2.1 | 2.4 |
| まき網 | | | | | |
| 大中型まき網 | - | - | - | - | - |
| その他のまき網 | - | - | - | - | - |
| 刺網 | | | | | |
| さけ・ます流し網 | - | - | - | - | - |
| その他の刺網 | 294 | 234 | △ 20.4 | 23.8 | 24.1 |
| さんま棒受網 | - | - | - | - | - |
| 大型定置網 | 2 | 1 | △ 50.0 | 0.2 | 0.1 |
| 小型定置網 | 36 | 37 | 2.8 | 2.9 | 3.8 |
| その他の網漁業 | 36 | 48 | 33.3 | 2.9 | 4.9 |
| はえ縄 | | | | | |
| 遠洋・近海まぐろはえ縄 | - | - | - | - | - |
| 沿岸まぐろはえ縄 | - | - | - | - | - |
| その他のはえ縄 | 18 | 16 | △ 11.1 | 1.5 | 1.6 |
| 釣 | | | | | |
| 遠洋・近海かつお一本釣 | - | - | - | - | - |
| 沿岸かつお一本釣 | - | - | - | - | - |
| 遠洋・近海いか釣 | - | - | - | - | - |
| その他の釣 | 104 | 75 | △ 27.9 | 8.4 | 7.7 |
| 小型捕鯨 | - | - | - | - | - |
| 採貝・採藻 | 6 | 17 | 183.3 | 0.5 | 1.8 |
| その他の漁業 | 140 | 99 | △ 29.3 | 11.3 | 10.2 |
| 海面養殖 | | | | | |
| のり類養殖 | 84 | 56 | △ 33.3 | 6.8 | 5.8 |
| かき類養殖 | 44 | 45 | 2.3 | 3.6 | 4.6 |
| 真珠養殖 | - | - | - | - | - |
| 真珠母貝養殖 | - | - | - | - | - |
| わかめ類養殖 | 9 | 5 | △ 44.4 | 0.7 | 0.5 |
| ぶり類養殖 | 39 | 32 | △ 17.9 | 3.2 | 3.3 |
| ほたて貝養殖 | - | - | - | - | - |
| まだい養殖 | 5 | 2 | △ 60.0 | 0.4 | 0.2 |
| とらふぐ養殖 | 9 | 7 | △ 22.2 | 0.7 | 0.7 |
| にじます養殖 | … | - | △ 11.1 | - | - |
| その他のさけ・ます養殖 | … | - | | - | - |
| その他の養殖 | 9 | 8 | | 0.7 | 0.8 |

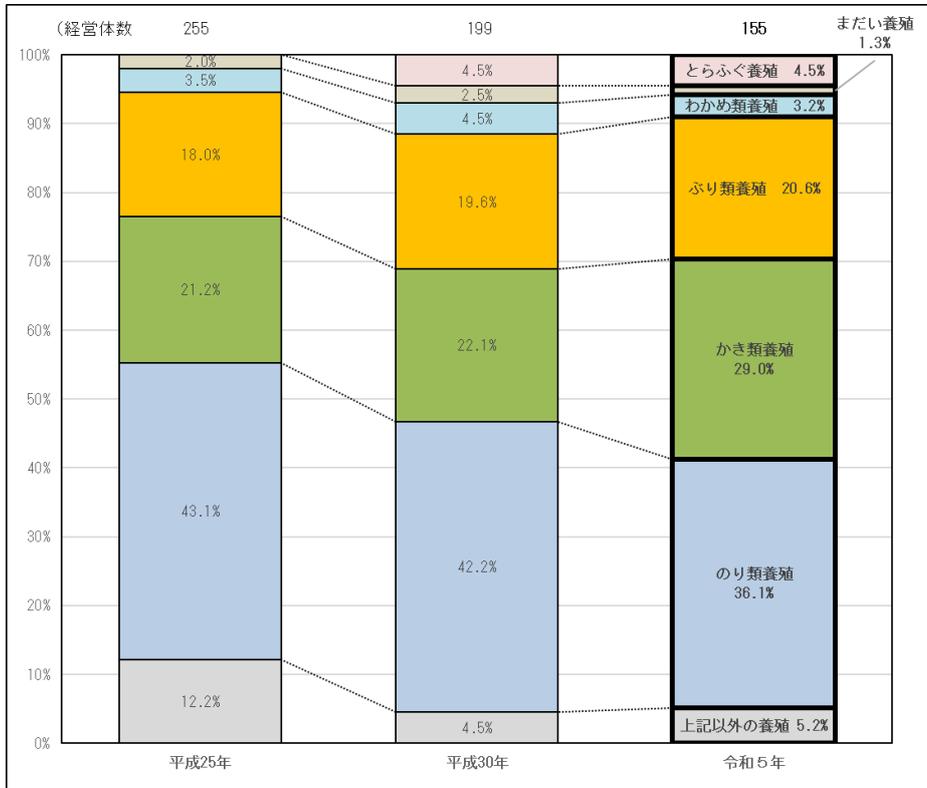
注：令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、上記表中の平成30年値は、「その他の養殖」に「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます類」を含んでいる。

また、対前回増減率は平成30年値と令和5年値を比較するため、「にじます養殖」、「その他のさけ・ます養殖」及び「その他の養殖」の合計で算出した。

【図5 主として営んだ漁業種類別経営体の構成比の推移】 ※表3を参照



【図6 主として営んだ海面養殖経営体の構成比の推移】 ※表3を参照



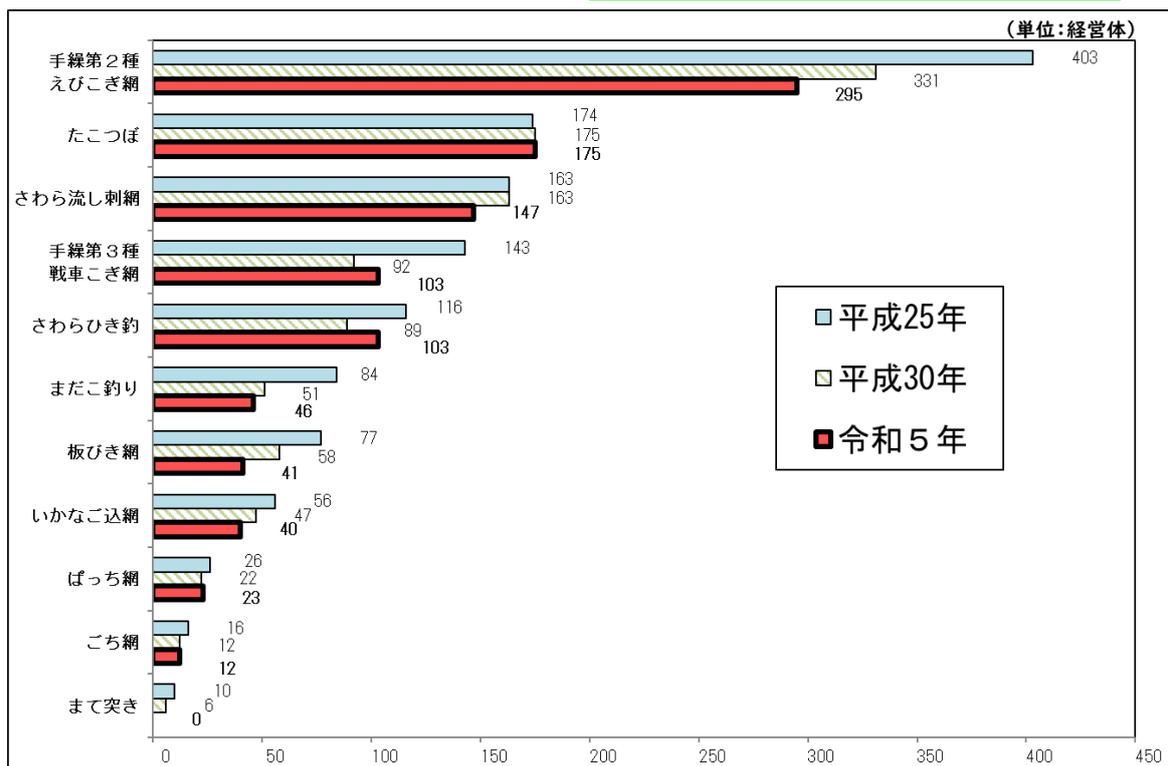
注：平成25年までは「上記以外の養殖」に「とらふぐ養殖」「にじます養殖」「その他のさけ・ます養殖」を含む。平成30年までは「上記以外の養殖」に「にじます養殖」「その他のさけ・ます養殖」を含む。

(3) 地方選定漁業種類別経営体数 (図7)

経営体が調査期日前1年間に行ったすべての漁業種類を11の地方選定漁業種類別にみると、手繰第2種えびこぎ網(漁獲物:エビ、カレイ、ゲタ、アナゴ、イイダコ、シヤコなど)が295経営体、たこつぼが175経営体、さわら流し刺網が147経営体、手繰第3種戦車こぎ網(漁獲物:ゲタ、カレイ、シヤコ、エビなど)が103経営体、さわらひき釣が103経営体などとなっている。

5年前と比べると、手繰第3種戦車こぎ網とさわらひき釣が増加し、たこつぼは横ばいであるが、手繰第2種えびこぎ網が大幅に減少している。

【図7 地方選定漁業種類別経営体数の推移】 ※統計表(市町漁業地区)-表1-オを参照



5 漁獲物・収穫物の販売金額規模別経営体数 (表4、図8)

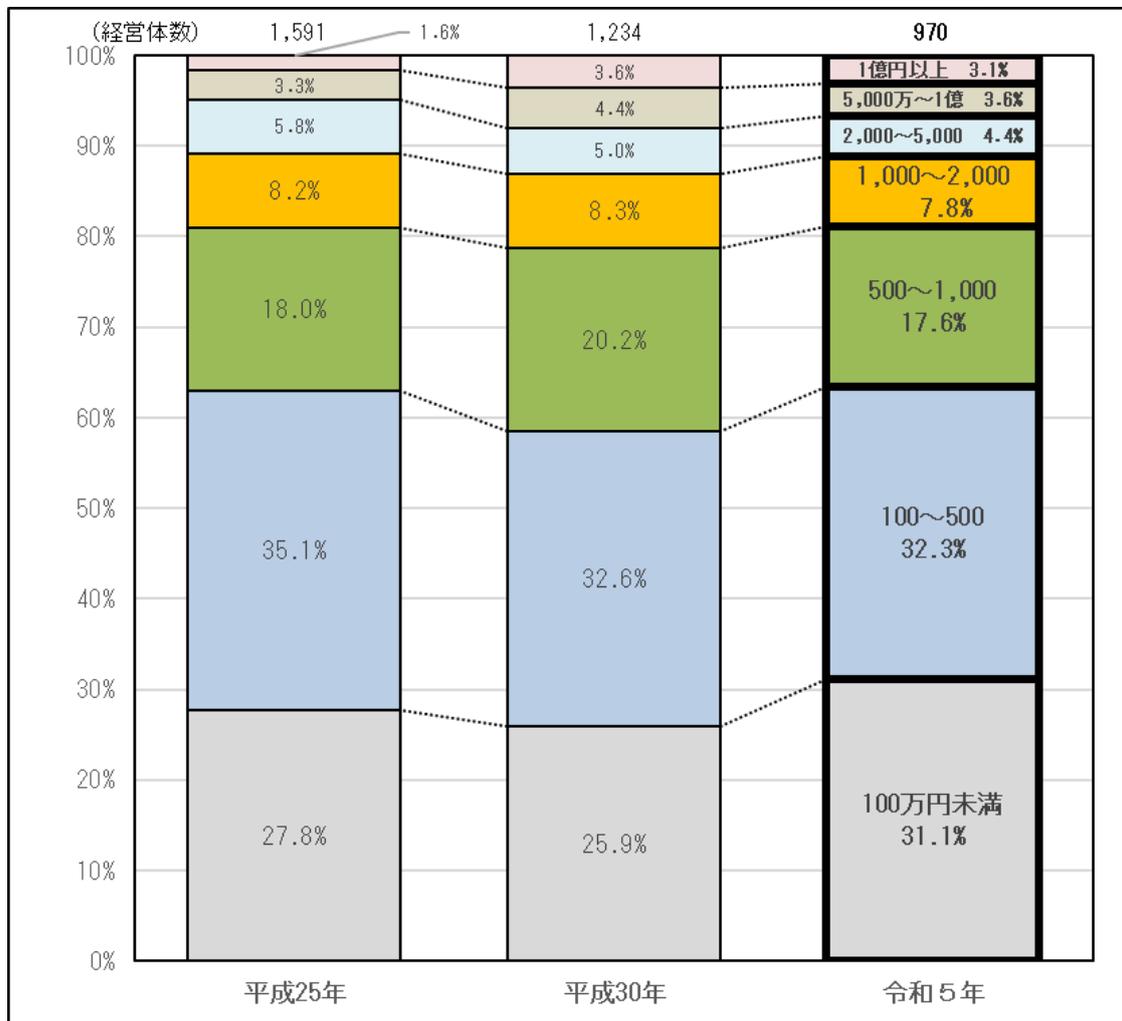
漁獲物・収穫物販売金額規模別の経営体数は、100万円～500万円未満の313経営体が最も多く、次いで100万円未満の302経営体、500万円～1,000万円未満の171経営体などとなっており、500万円未満の経営体が63.4%(5年前は58.5%)を占めている。

【表4 漁獲物・収穫物販売金額規模別経営体数】 ※統計表(全県)-表1-(1)-ケを参照

| 区分 | 計 | 100万円未満 | 100～500 | 500～1,000 | 1,000～2,000 | 2,000～5,000 | 5,000万～1億 | 1億円以上 |
|-----------|--------|---------|---------|-----------|-------------|-------------|-----------|--------|
| | 経営体 | 経営体 | 経営体 | 経営体 | 経営体 | 経営体 | 経営体 | 経営体 |
| 平成30年 | 1,234 | 320 | 402 | 249 | 102 | 62 | 54 | 45 |
| 令和5 | 970 | 302 | 313 | 171 | 76 | 43 | 35 | 30 |
| 対前回増減率(%) | △ 21.4 | △ 5.6 | △ 22.1 | △ 31.3 | △ 25.5 | △ 30.6 | △ 35.2 | △ 33.3 |
| | 構成比(%) | 構成比(%) | 構成比(%) | 構成比(%) | 構成比(%) | 構成比(%) | 構成比(%) | 構成比(%) |
| 平成30年 | 100.0 | 25.9 | 32.6 | 20.2 | 8.3 | 5.0 | 4.4 | 3.6 |
| 令和5 | 100.0 | 31.1 | 32.3 | 17.6 | 7.8 | 4.4 | 3.6 | 3.1 |

注：「100万円未満」は「販売金額なし」を含む。

【図8 漁獲物・収穫物販売金額規模別経営体の構成比の推移】 ※表4を参照



注：「100万円未満」は「販売金額なし」を含む。

Ⅱ 漁船について

1 種類規模別漁船隻数（表5、図9）

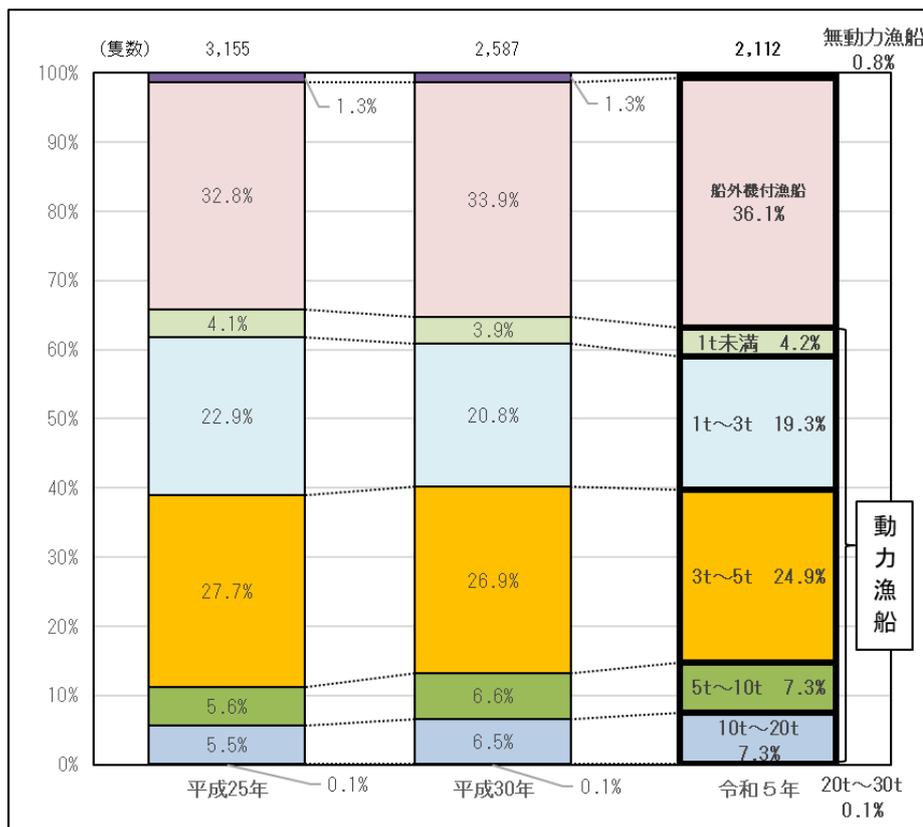
経営体が調査期日前1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の総隻数は2,112隻で、5年前に比べ475隻（18.4%）減少した。

種類別は多い方から、動力漁船1,333隻（構成比63.1%、前回同64.7%）、船外機付漁船763隻（構成比36.1%、前回同33.9%）、無動力漁船16隻（構成比0.8%、前回同1.3%）であった。

【表5 種類規模別漁船隻数】 ※統計表(全県)-表2-(1)-アを参照

| 区 分 | 平成30年 | 令和5年 | 対前回 増減率 | 平成30年 | 令和5年 |
|--------|-------|-------|------------|-------|--------|
| | 隻 | 隻 | | % | 構成比(%) |
| 漁船総隻数 | 2,587 | 2,112 | △ 18.4 | 100.0 | 100.0 |
| 無動力漁船 | 34 | 16 | △ 52.9 | 1.3 | 0.8 |
| 船外機付漁船 | 878 | 763 | △ 13.1 | 33.9 | 36.1 |
| 動力漁船 | 1,675 | 1,333 | △ 20.4 | 64.7 | 63.1 |
| 1トン未満 | 100 | 88 | △ 12.0 | 3.9 | 4.2 |
| 1～3 | 537 | 407 | △ 24.2 | 20.8 | 19.3 |
| 3～5 | 697 | 526 | △ 24.5 | 26.9 | 24.9 |
| 5～10 | 170 | 155 | △ 8.8 | 6.6 | 7.3 |
| 10～20 | 169 | 154 | △ 8.9 | 6.5 | 7.3 |
| 20～30 | 2 | 3 | 50.0 | 0.1 | 0.1 |
| 30トン以上 | - | - | - | - | - |

【図9 種類規模別漁船の構成比の推移】 ※表5を参照



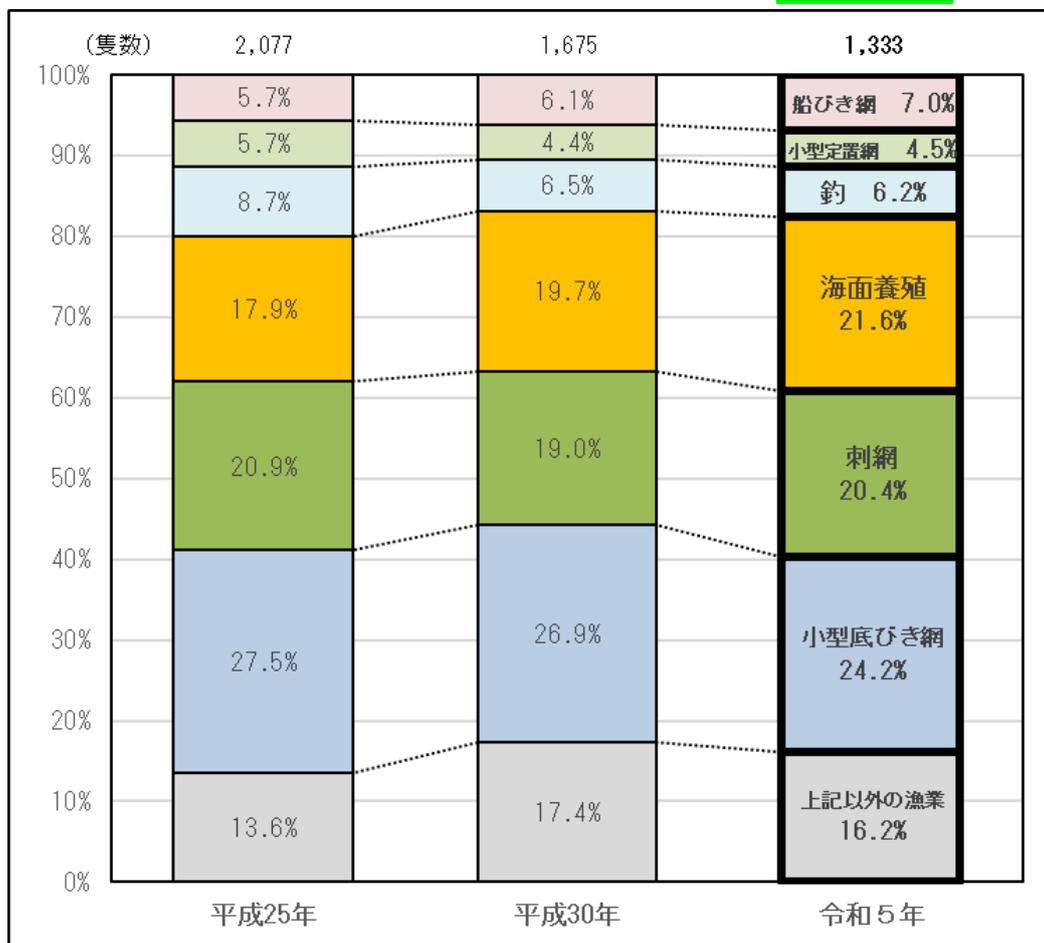
2 漁業種類別動力漁船隻数（表6、図10）

動力漁船隻数を主に営んだ（販売金額1位の）漁業種類別にみると、小型底びき網が322隻（構成比24.2%）と最も多く、次いで海面養殖が288隻（同21.6%）、刺網が272隻（同20.4%）となっている。

【表6 主として営んだ漁業種類別動力漁船隻数】※統計表(全県)-表2-(2)-ウを参照

| 区 分 | 平成30年 | 令和5年 | 対前回 増減率 | 平成30年 | 令和5年 |
|---------|-------|-------|------------|-------|--------|
| | 隻 | 隻 | | % | 構成比(%) |
| 合計 | 1,675 | 1,333 | △ 20.4 | 100.0 | 100.0 |
| 小型底びき網 | 451 | 322 | △ 28.6 | 26.9 | 24.2 |
| 船びき網 | 103 | 93 | △ 9.7 | 6.1 | 7.0 |
| 海面養殖 | 330 | 288 | △ 12.7 | 19.7 | 21.6 |
| 刺網 | 318 | 272 | △ 14.5 | 19.0 | 20.4 |
| 釣 | 109 | 82 | △ 24.8 | 6.5 | 6.2 |
| 小型定置網 | 73 | 60 | △ 17.8 | 4.4 | 4.5 |
| 上記以外の漁業 | 291 | 216 | △ 25.8 | 17.4 | 16.2 |

【図10 主として営んだ漁業種類別動力漁船の構成比の推移】※表6を参照



Ⅲ 個人経営体について

1 自家漁業の専兼業別個人経営体数（表 7、図 11）

個人経営体 875 経営体のうち専業（世帯としての調査期日前 1 年間の収入が自家漁業からのみ）は 578 経営体で、5 年前に比べ 132 経営体（18.6%）減少した。また、個人漁業経営体総数に占める専業の割合は 66.1%で、5 年前に比べ 3.0 ポイント上昇した。

第 1 種兼業（自家漁業が主）は 153 経営体で、5 年前に比べ 101 経営体（39.8%）と大幅に減少し、第 2 種兼業（自家漁業が従）も 144 経営体で、5 年前に比べ 17 経営体（10.6%）減少した。

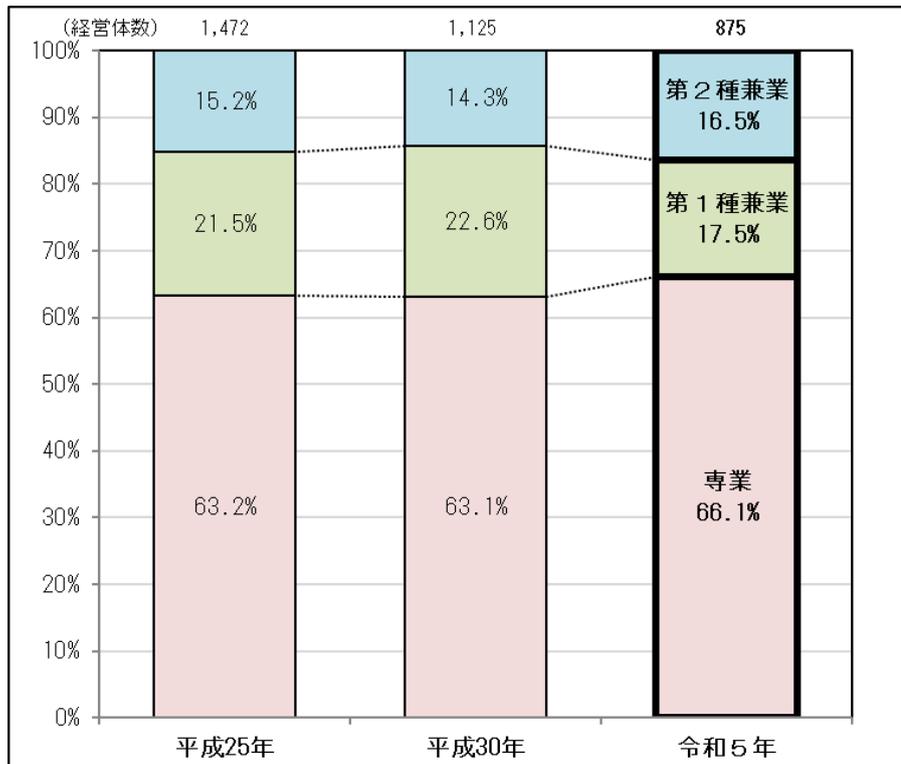
【表 7 自家漁業の専兼業別経営体数】 ※統計表(全県)-表 3-エを参照

| 区 分 | 平成30年 | 令和5年 | 対前回 増減率 | 平成30年 | 令和5年 |
|-------|-------|------|------------|-------|--------|
| | 経営体 | 経営体 | | % | 構成比(%) |
| 個人経営体 | 1,125 | 875 | △ 22.2 | 100.0 | 100.0 |
| 専業 | 710 | 578 | △ 18.6 | 63.1 | 66.1 |
| 第1種兼業 | 254 | 153 | △ 39.8 | 22.6 | 17.5 |
| 第2種兼業 | 161 | 144 | △ 10.6 | 14.3 | 16.5 |

注：第 1 種兼業 調査期日前 1 年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。

第 2 種兼業 調査期日前 1 年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。

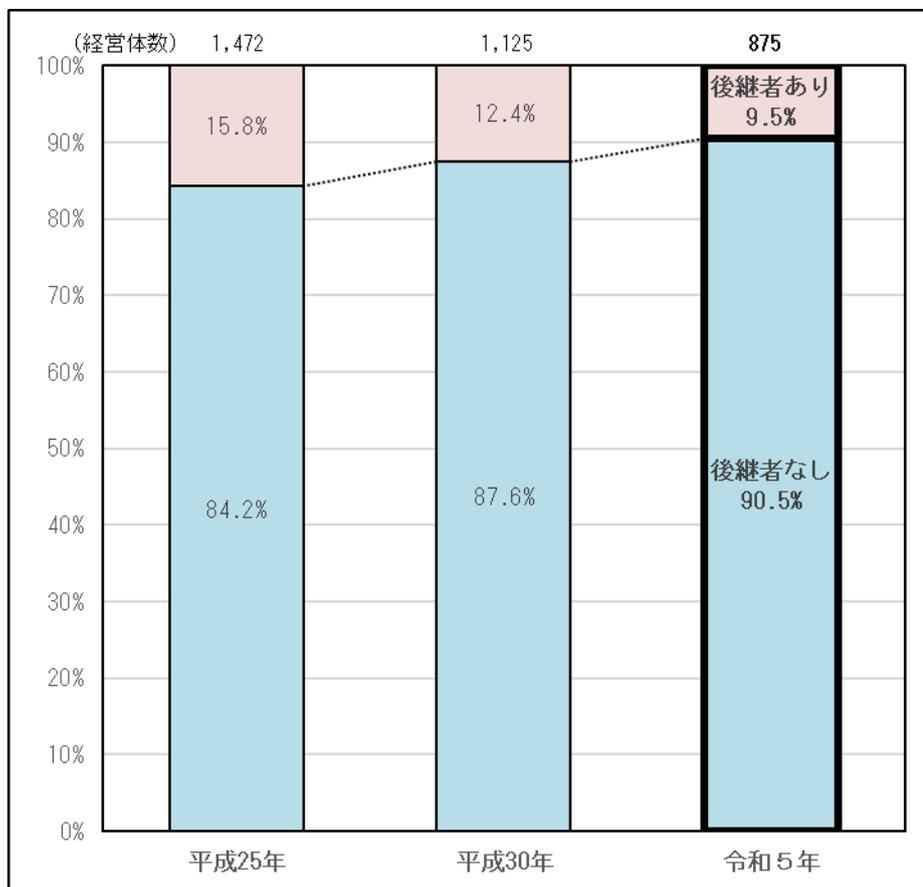
【図 11 自家漁業の専兼業別経営体の構成比の推移】 ※表 7 を参照



2 自家漁業の後継者（図 12）

個人経営体 875 経営体のうち、満 15 歳以上で調査期日前 1 年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営者になる予定の「後継者」がいる経営体は 83 経営体で、個人経営体全体の 9.5%であり、5 年前より 2.9 ポイント低下した。

【図 12 後継者ありの個人漁業経営体数の構成比の推移】 ※統計表(全県)-表 3-クを参照



IV 漁業就業者について

1 漁業就業者数（表 8）

満 15 歳以上で調査期日前 1 年間に自営漁業の海上作業に年間 30 日以上従事した漁業就業者数は 1,425 人で、5 年前に比べ 488 人（25.5%）減少した。

2 自営・雇われ別漁業就業者数（表 8）

漁業就業者を自営・雇われ別にみると、自家漁業のみに従事した者は 913 人、雇われて漁業に従事した者は 378 人で、5 年前に比べそれぞれ 297 人（24.5%）、180 人（32.3%）減少した。

【表 8 自営・雇われ別漁業就業者数】 ※統計表(市町漁業地区)-表 3-アを参照

| 区 分 | 平成30年 | 令和5年 | 対前回 増減率 | 平成30年 | 令和5年 |
|-----------|-------|-------|------------|--------|--------|
| | 人 | 人 | % | 構成比(%) | 構成比(%) |
| 合計 | 1,913 | 1,425 | △ 25.5 | 100.0 | 100.0 |
| 自家漁業のみに従事 | 1,210 | 913 | △ 24.5 | 63.3 | 64.1 |
| 漁業従事役員 | 145 | 134 | △ 7.6 | 7.6 | 9.4 |
| 漁業雇われ | 558 | 378 | △ 32.3 | 29.2 | 26.5 |

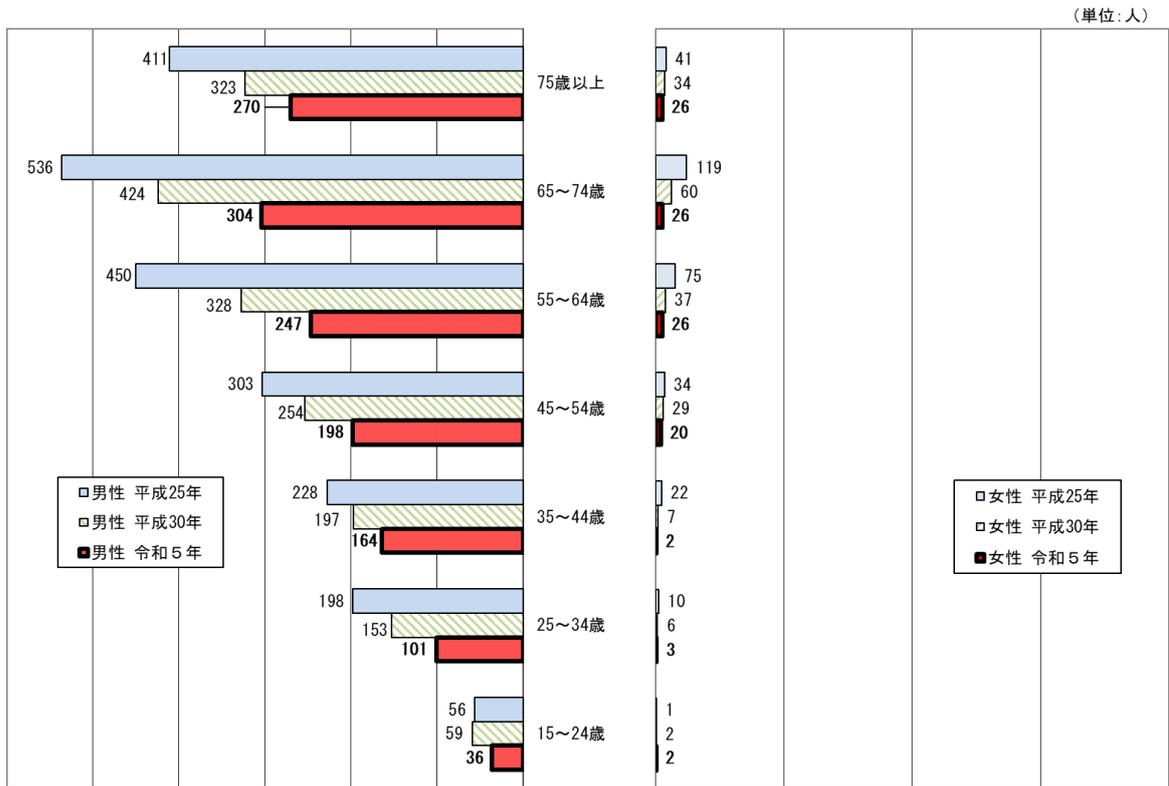
3 男女別・年齢階層別漁業就業者数（図 13、表 9）

漁業就業者を男女別にみると、男性は 1,320 人で、5 年前に比べ 418 人（24.1%）減少、女性は 105 人で 70 人（40.0%）減少となっている。構成比では、男性が 5 年前から 1.7 ポイント上昇した。

男女別年齢階層別に 5 年前と比べると、15 歳～24 歳の女性が横ばい（2 人）であるほかは、すべての階層で減少している。

65 歳以上の就業者は、男性が 574 人（構成比 40.3%）で、5 年前に比べ 173 人（23.2%）減少しているが、構成比は 1.3 ポイント上昇している。女性は 52 人（構成比 3.6%）で、42 人（44.7%）減少し、構成比も 1.3 ポイント低下している。男女計では、626 人（構成比 43.9%）で、215 人（25.6%）減少し、構成比も 0.1 ポイント低下した。

【図 13 男女別・年齢階層別漁業就業者数の推移】 ※統計表(市町漁業地区)-表 3-I を参照



【表9 男女別・年齢階層別漁業就業者数】 ※統計表(市町漁業地区)-表3-イを参照

| 区 分 | 平成30年 | 令和5年 | 対前回 増減率 | 平成30年 | 令和5年 |
|--------|-------|-------|------------|--------|--------|
| | 人 | 人 | % | 構成比(%) | 構成比(%) |
| 総数 | 1,913 | 1,425 | △ 25.5 | 100.0 | 100.0 |
| 15～24歳 | 61 | 38 | △ 37.7 | 3.2 | 2.7 |
| 25～34歳 | 159 | 104 | △ 34.6 | 8.3 | 7.3 |
| 35～44歳 | 204 | 166 | △ 18.6 | 10.7 | 11.6 |
| 45～54歳 | 283 | 218 | △ 23.0 | 14.8 | 15.3 |
| 55～64歳 | 365 | 273 | △ 25.2 | 19.1 | 19.2 |
| 65～74歳 | 484 | 330 | △ 31.8 | 25.3 | 23.2 |
| 75歳以上 | 357 | 296 | △ 17.1 | 18.7 | 20.8 |
| 男 合計 | 1,738 | 1,320 | △ 24.1 | 90.9 | 92.6 |
| 15～24歳 | 59 | 36 | △ 39.0 | 3.1 | 2.5 |
| 25～34歳 | 153 | 101 | △ 34.0 | 8.0 | 7.1 |
| 35～44歳 | 197 | 164 | △ 16.8 | 10.3 | 11.5 |
| 45～54歳 | 254 | 198 | △ 22.0 | 13.3 | 13.9 |
| 55～64歳 | 328 | 247 | △ 24.7 | 17.1 | 17.3 |
| 65～74歳 | 424 | 304 | △ 28.3 | 22.2 | 21.3 |
| 75歳以上 | 323 | 270 | △ 16.4 | 16.9 | 18.9 |
| 女 合計 | 175 | 105 | △ 40.0 | 9.1 | 7.4 |
| 15～24歳 | 2 | 2 | 0.0 | 0.1 | 0.1 |
| 25～34歳 | 6 | 3 | △ 50.0 | 0.3 | 0.2 |
| 35～44歳 | 7 | 2 | △ 71.4 | 0.4 | 0.1 |
| 45～54歳 | 29 | 20 | △ 31.0 | 1.5 | 1.4 |
| 55～64歳 | 37 | 26 | △ 29.7 | 1.9 | 1.8 |
| 65～74歳 | 60 | 26 | △ 56.7 | 3.1 | 1.8 |
| 75歳以上 | 34 | 26 | △ 23.5 | 1.8 | 1.8 |

V 用語説明

| 用語 | 定義 |
|---------|---|
| 漁業 | 水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。 |
| 海面漁業 | 海面において営む漁業をいう。 |
| 調査期日 | 令和5年11月1日 |
| 漁業経営体 | 調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。 |
| 経営組織 | 漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。 |
| 個人経営体 | 漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。 |
| 団体経営体 | 個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他の5つに区分している。 |
| 会社 | 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。 |
| 漁業協同組合 | 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。 |
| 漁業生産組合 | 水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 |
| 共同経営 | 2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。 |
| その他 | 上記以外のものをいう。 |
| 経営体階層 | 漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額が多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。 ア 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 イ アに該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。 なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含まない。 |
| 漁業層 | 以下の各層をいう。 |
| 沿岸漁業層 | 経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。 |
| 海面養殖層 | 経営体階層の海面養殖の各階層を合わせたものをいう。 |
| 中小漁業層 | 経営体階層の動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。 |
| 大規模漁業層 | 経営体階層の動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。 |
| 漁業種類 | 漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの（54種類）をいう。 |
| 営んだ漁業種類 | 漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。 |

| | |
|--------------|--|
| 地方選定漁業種類 | 地域の実態に応じたきめ細かな水産施策の推進に資する統計データの提供を可能とするため、都道府県独自に調査項目として設定した漁業種類をいう。 |
| 漁船 | 調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。 |
| 無動力漁船 | 推進機関を付けない漁船をいう。 |
| 船外機付漁船 | 無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。 |
| 動力漁船 | 推進機関を船体に固定した漁船をいう。 なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。 |
| 個人経営体の専業兼業分類 | 以下の各分類のことをいう。 |
| 専業 | 個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。 |
| 第1種兼業 | 個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。 |
| 第2種兼業 | 個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。 |
| 自家漁業の後継者 | 満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいう。 |
| 漁業就業者 | 満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。 |
| 個人経営体の自家漁業のみ | 漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。 |
| 漁業従事役員 | 団体経営体における調査期日前1年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。 なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。 |
| 漁業雇われ | 漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。 |

| | |
|-----------------|---|
| 新規就業者 | <p>調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。</p> |
| 11月1日現在の海上作業従事者 | <p>満15歳以上で、調査期日現在で海上作業に従事した者をいう。</p> <p>なお、調査期日当日に海上作業を行っていない漁業経営体の調査期日前10日くらいの期間の平常とみられる日において自営漁業の海上作業に従事した者を含む。</p> |
| 基幹的漁業従事者 | <p>各個人経営体における満15歳以上の自営漁業の調査期日前1年間の海上作業従事日数が最も多かった世帯員をいう。</p> |
| 漁業の海上作業 | <p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p> <p>a 漁船を使用した養殖施設までの往復</p> <p>b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し</p> <p>c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業</p> <p>(イ) 陸上養殖施設での養殖</p> <p>a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業</p> <p>b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除</p> <p>c 池又は水槽の見回り</p> <p>d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）</p> <p>e 収獲物の取り上げ作業</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>漁業の陸上作業</p> | <p>漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。</p> <p>ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）</p> <p>イ 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業</p> <p>ウ 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ</p> <p>エ 悪天候時の出漁待機</p> <p>オ 餌の仕入れ及び調餌作業</p> <p>カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業</p> <p>キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業</p> <p>ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業 ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものを有しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。</p> <p>ケ 自家漁業の管理運営業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）</p> |
|----------------|---|